

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年12月28日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：1件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	原子炉給水制御装置の故障を示す警報の発生に伴う確認の結果、当該制御装置3系統のうち、1系統の制御装置から出力する主タービン等を停止させる信号が動作不能の可能性のあるものと判断した。 なお、原子炉への給水は、正常に制御されており、プラントは引き続き安定して運転している。	A s	12月26日 公表済 (PDF 144KB)

区分Ⅲ：該当なし

その他：23件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	廃棄物処理系高電導度ドレンサンプ（A）のレベルスイッチに動作不良が認められたため、当該レベルスイッチを点検・調整	D	
2	2号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（34-23）のアクュームレータ用圧力計の接続部より窒素ガスのリーク（カニ泡程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
3	2号機	主復水器細管洗浄装置（B1）ボール回収器のドレン弁に閉動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
4	2号機	原子炉建屋2階原子炉冷却材浄化系熱交換器室内の負圧が上昇し、扉の開閉操作が困難で不安全なため、同室内外の差圧を調整	対象外	
5	2号機	タービン補機冷却系熱交換器（C）用海水入口弁のハンドル付根部が外れており、閉操作不可が認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	3号機	弁グランド部漏えい温度記録計に一時的な指示値不良（オーバースケール及びハンチング）が認められたため、当該温度記録計を点検・修理	D	
7	3号機	気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ装置用補機冷却水ポンプ（A）のグランドシール部より水のリーク（鉛筆の芯1本程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
8	3号機	気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ装置用補機冷却水ポンプ（B）のグランドシール部より水のリーク（5秒間に1滴程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
9	5号機	廃棄物地下貯蔵設備室の換気空調系排風機（A）出口ダンパの点検において、動作不良（全開不可）が認められたため、当該ダンパを修理	D	
10	5号機	廃棄物地下貯蔵設備室の換気空調系排風機（B）出口ダンパ操作器の点検において、開度調整器に動作不良が認められたため、当該調整器を交換	D	
11	5号機	廃棄物処理系床ドレン系廃スラッジサージポンプの出口配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
12	5号機	原子炉格納容器ドライウェル床ドレンサンプのレベル異常を示す警報の瞬時発生及び同サンプポンプの自動起動／自動停止事象の発生が認められたため、原因を調査	C	
13	5号機	主タービン電気油圧式制御装置の高圧油ポンプ（B）の定例試験において、一時的に電動機の起動時電流値及び現場の出口圧力計指示値に指示値不良（ハンチング）が認められたため、再度試験を実施し「異常なし」を確認	C	
14	5号機	所内ボイラ室換気空調系冷却装置用冷却水タンクのレベルスイッチに動作不良（スティック）が認められたため、当該レベルスイッチを点検・修理	D	
15	6号機	原子炉再循環ポンプ（A）軸封部シール水供給配管の安全弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
16	6号機	原子炉建屋1階北側に敷設されている高圧炉心スプレイ系配管の保温材カバーに一部変形（潰れ）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
17	6号機	原子炉格納容器ドライウェル内の露点計に一時的な指示値不良が認められたため、当該露点計を点検・調整	D	
18	6号機	タービン建屋換気空調系暖房用加熱器入口の蒸気圧力調整弁に動作不良（閉固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
19	6号機	主発電機固定子巻線温度記録計の一部記録データに指示不良（ドリフト）が認められたため、当該温度記録計を点検・修理	D	
20	6号機	主復水器細管洗浄装置（C2）用ボール捕集器（No. 2）の運転位置（捕集・開放）検知システムに動作不良が認められたため、当該ボール捕集器を点検・修理	D	
21	集中環境施設	雑固体焼却炉設備用廃油供給ストレーナ（右側）の上蓋閉止用ボルト（4本のうち1本）に変形による締付け不可が認められたため、当該ボルトを点検・修理	D	
22	集中環境施設	高温焼却炉設備焼却炉排気筒流量・排ガス濃度記録計の記録用紙送り機構に動作不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
23	その他	使用済燃料共用プールエリアの換気空調系送風機（B）駆動用電動機より異音の発生が認められたため、当該電動機を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで